

後期高齢者医療保険料等の納付方法
医療保険の保険料(税)の年金天引き

ことし4月から始まる後期高齢者医療制度の実施に伴い、次の対象者は、医療保険の保険料(税)が年金天引き(特別徴収)になります。本市での特別徴収の開始時期や納付額の通知時期は、次のとおり予定しています。
※後期高齢者医療制度の詳細は、本紙折り込みの特集号でご確認ください。

(1) 75歳以上の人(後期高齢者医療制度)の場合

年金天引きの対象者	年金天引き開始時期	保険料(年額)の通知時期
①国民健康保険(医師国保等を含む)の加入者で、介護保険料が年金天引きされている人	平成20年4月	平成20年7月中旬
②社会保険や共済保険など被用者保険の本人および被扶養者	平成20年10月	

- 注1 ①の人には、平成20年4月上旬に、4・6・8月の年金からの天引き額(仮徴収額)を通知します。
注2 ②の社会保険などの被扶養者は、平成20年度の保険料が9月まで免除されますので、10月中旬までに保険料(年額)を通知します。
注3 ①②の年金天引きの対象者でない人には、平成20年7月中旬に納付書を送付します。また、同年10月から年金天引きが開始される人も9月までの保険料がかかる場合は、同年7月中旬に納付書を送付します。
注4 口座振替を利用するには、新たに申し込みが必要です(平成20年5月以降に受け付け開始予定)。詳しくは、改めてお知らせします。



(2) 65歳~74歳の国民健康保険加入者の場合
国民健康保険税の年金天引きは、平成20年4月から開始されることが新聞などで報道されていますが、本市では、同年10月からの開始となります。このことにより、9月までの国民健康保険税は、従来通りの方法で納付をお願いします。

年金天引きの対象者	年金天引き開始時期	保険税(年額)の通知時期
国民健康保険加入者全員(世帯主本人を含む)が65歳~74歳の世帯の世帯主	平成20年10月	平成20年7月上旬

(1)(2)共通の注意点

- 年金から天引きされる額は、医療保険の保険料(税)の年額の6分の1ずつになります。
- 希望により年金天引きを中止することはできません。
- 年金を複数もっている場合は、介護保険料と同じ年金から天引きされます。
- 医療保険の保険料(税)の年金天引き額が介護保険料と合わせて年金額の半分以上になる場合などは、介護保険料が年金天引きされても、医療保険の保険料(税)が年金天引きされることがあります。
- 75歳以上の人の医療保険の保険料(税)は、後期高齢者医療制度に移行しますので、国民健康保険税からは除かれます。また、世帯全員が75歳以上の場合は、平成20年6月中旬の国民健康保険税の通知はいたしません。
- 年金から源泉徴収税(所得税)を天引きされている人は、必ず所得税の確定申告をしてください。納め過ぎの所得税がある場合は、税務署から還付されます。

医療保険の保険料(税)の年金天引き
☎市役所市民税課 ☎24-1111
後期高齢者医療制度
☎市役所国民健康保険課 ☎24-1111

市政通信

火は見てる あなたが離れる その時を
春の全国火災予防運動

3月1日(土)から7日(金)まで、全国一斉に火災予防運動が実施されます。春先は空気が乾燥して、火災が発生しやすくなります。わたしたち一人一人が火災予防に心掛け、死傷事故や財産の損失を防ぎましょう。

平成19年中の傾向

昨年中の市内の火災発生件数は99件で、一昨年の発生件数100件と比べて少し減っています。火災発生件数99件のうち、約6割が建物火災で、そのうち住宅火災が約7割を占めています。

昨年は、たき火やたばこによる火災が多い年でした。

平成19年中の市内の火災発生状況

項目	件数	前年比
火災発生件数	99件	1件減
焼損棟数	81棟	6棟増
被災世帯数	56世帯	6世帯減
被災人数	136人	33人減
死亡者数	3人	1人減
負傷者数	21人	5人減

住宅火災予防の7つのポイント(習慣と対策)

(3つの習慣)

- 寝たばこは絶対やめる
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使う
- ガスこんろなどから離れるときは、必ず火を消す(4つの対策)
- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する(本紙18ページ参照)
- 寝具、衣類、カーテンなどからの火災を防ぐため、防炎品を使用する
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを備える
- 高齢者や身体の不自由な人を守るため、隣近所の協力体制をつくる

不要になった消火器の処分

不要になった消火器は、燃やせないごみ(不燃ごみ)として出すことはできません。最寄りの消防設備専門業者に問い合わせ、引き取ってもらってください。分解や解体は危険ですので、絶対にしないでください。

☎消防局予防課 ☎23-9256

計画案へのご意見と市民委員の募集
市民協働のまちづくりへご参加を

本市では、市民と行政が対等・平等なパートナーとしてまちづくりに取り組む「市民協働によるまちづくり」を推進しています。安心して暮らし続けられるまちづくりの実現のため、次の募集にご参加ください。

①市民協働推進計画(案)へのご意見募集

同計画(案)に対する市民の皆さんからのご意見を募集しています。同計画は、いただいたご意見を踏まえ、平成20年3月中に策定する予定です。

応募方法 400字程度にまとめたご意見と住所、氏名を書いて、郵送(〒857-8585・住所不要)か、またはファクス(25-9675)、Eメールkyodou@city.sasebo.lg.jp)で市民協働推進室へ

締め切り 2月14日(木)必着

計画(案)の閲覧場所

市役所行政資料閲覧コーナー(6階)、市民協働推進室(4階)、市立図書館、各支所、各行

政センター、各地区公民館、させば市民活動交流プラザ(戸尾町) ※市ホームページでもご覧いただけます。

②市民協働推進委員会の市民委員の募集

平成20年3月中に策定を目指している「市民協働推進計画」の進ちょく管理や市民公益活動支援の検討などを行っていただきます。

対象 市内に在住または勤務、在学している人で、平成20年4月から2年間、2カ月に1回程度の会議(19時から約2時間)に出席できる人

募集人数 4人程度

応募方法 「市民協働によるまちづくりについて思うこと」をテーマに800字程度にまとめ、住所、氏名、生年月日、連絡先を明記し、郵送かEメールで市民協働推進室へ

募集期間 2月1日(金)~29日(金)

☎市役所市民協働推進室 ☎24-1111